

経営理念・方針

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）はじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等の幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、3. 1 1 東日本大震災（以下「大震災」という。）から2年が経過し、被災地市町では復旧支援から復興支援へ着実に移行しておりますが、被災住民等の自立・生活再建の道のりは長期化が予想されるため、引き続き、当該社協との連携・協働により支援を行います。

経営方針としては、次の項目を掲げ事務事業に取り組みます。

- 1 大震災により被災した住民等に対して地域福祉推進の観点から支援を行います。
- 2 地域福祉を総合的に推進します。
- 3 福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します。
- 4 福祉サービス利用者等の権利擁護活動を推進します。
- 5 社会福祉施設等の適正な運営に努めます。
- 6 法人の適正な運営に努めます。

主な事務事業

1 大震災への対応

県社協では、大震災直後から全国社協ブロック職員の派遣応援等を受けて、被災地社協の支援を協働して行いました。昨年度は「震災復興支援局」を新設し、大震災により被害を受けた沿岸部6市5町社協へ職員を派遣し、被災地の地域コミュニティ再生の支援及び仮設住宅等で生活する被災住民等の自立・生活再建に向けた支援を行ってきました。

被災地市町は復興に向けて着実に進捗し、自治会も再組織されるなど地域の再生へ向けた兆しは見えてきているものの、仮設住宅等で生活する被災住民の自立・生活再建への道のりは長期化が予想されていることから、引き続き被災地社協へ職員を派遣し、市町村社協と連携・協働し被災住民等の支援を行います。

そうした中で、被災地圏域の被災住民の世帯のニーズ等に応じて生活福祉資金における生活復興支援資金等の貸付や、福祉サービスの利用援助等を必

要とする高齢者や障害者等への相談・支援を実施するなど、セーフティネット機能を活かし、被災住民の自立支援に努めます。

また、福祉人材センターでは被災地において国の時限的な措置の福祉・介護人材マッチング支援事業を活用し、福祉・介護人材の確保に向けて就職面談会等を開催し、求職者及び求人事業所の支援を行います。

本会が運営する施設、事業所等では、被災地において福祉的サポートが必要な高齢者や障害児（者）の相談支援等をとおして、そのニーズに合わせて自立支援に努めます。

2 地域福祉の推進

(1) 県社協地域福祉推進計画の進行管理

昨今の社会福祉の動向として、急速な少子・高齢化の進行等による地域における様々な福祉ニーズへの対応が求められています。更に大震災後の被災地における地域コミュニティの復興等へ向けた活動の推進や孤立などの今日的な課題への対応も求められており、それらを踏まえ策定した「県社協地域福祉推進計画」を基本に、市町村社協等へ円滑な支援を行います。

(2) 市町村社協等への支援

地域福祉推進の指針となる市町村が策定する地域福祉計画と連動した市町村社協地域福祉活動計画の策定の支援を行います。また、ボランティアセンターの機能充実に取り組む市町村社協を対象に協働で活動状況の実情把握を行い、生活・福祉課題等の解決に努めます。

(3) 災害ボランティア受入体制整備

大震災の経験と教訓を踏まえて、県及び市町村災害ボランティアセンター運営スタッフの育成とスキルアップを図るため、災害時の救援活動をテーマに設置運営の訓練や研修会等を実施します。

(4) 生活福祉資金貸付等の促進

昨今の厳しい経済・雇用情勢や大震災により、低所得世帯等の生活実態は深刻化していることを十分に踏まえ、市町村社協と連携しセーフティネット貸付として、その世帯のニーズ実態に合わせて生活福祉資金の貸付業務を促進し自立支援に努めます。また、貸付世帯の償還促進のため生活状況等を確認しながら、その状況に応じた償還指導を実施して適正な債務管理を行います。

(5) 介護福祉士等修学資金貸付の実施

質の高い福祉人材の養成確保を目的に、介護福祉士、社会福祉士養成施設等で資格取得を目指す学生に対し、養成施設等と連携し修学資金の適正

な貸付を行い卒業後の就労支援に努めます。

(6) 日常生活自立支援（まもり～ぶ事業）の充実

この事業の充実を図るため、より身近な地域で住民のニーズを掘り起こし、地域で暮らす認知症高齢者や障害者の方々が安心して福祉サービス利用援助等の支援が受けられるように、基幹型社協への業務委託を促進するとともに、既に委託した基幹型社協に対しては円滑に事業推進が図られよう継続支援します。

(7) 高齢者の社会貢献活動の推進とスポーツ・文化の振興

宮城いきいき学園5校では、高齢者の生きがい健康づくりの学習や講座等とおして、ボランティア活動等の社会貢献できる人材を育成します。

また、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第26回全国健康福祉祭こうち大会（ねんりんピックよさこい高知2013）へ選手の派遣や宮城シニア美術展を開催し、その振興に努めます。

3 福祉・介護人材の確保と育成

(1) 福祉・介護人材の確保

福祉・介護人材確保のため福祉人材無料職業紹介事業による職業紹介と斡旋をはじめ、就職フェアの開催及び就労・定着支援研修等を実施します。また、国の時限的な措置の「介護福祉士等修学資金貸付事業」「福祉・介護人材マッチング支援事業」による福祉人材の確保に努めます。

(2) 専門性の高い福祉人材の育成

県受託研修の社会福祉施設職員研修をはじめ、介護支援専門員研修、喀痰吸引研修等の専門研修や社会福祉情勢を反映したテーマの自主研修を実施し福祉現場等に従事する職員のスキルアップに努めます。

また、知的障害者の福祉現場への就労支援としてホームヘルパー2級の養成研修を実施します。

4 権利擁護の推進

福祉サービス第三者評価事業の評価機関としての事業実施や福祉サービス利用に関する運営適正化委員会での福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決をとおして、施設・事業所が提供する福祉サービスの質の向上を目指して取り組みます。

5 社会福祉施設等の適正な運営

(1) 指定管理施設及び設置施設の運営

宮城県及び岩沼市からの指定管理施設並びに設置施設の運営については、高齢者、障害者等の入所施設、事業所等の種別目的に沿って、利用者及び

その家族等のニーズに合わせて生活支援や就労支援等を行うとともに、利用者の安心・安全な生活を確保するため、虐待や事故防止等のリスク管理を徹底し適正な運営に努めます。また、利用者の生活の質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や福祉QCサークルによる業務改善に取り組みます。

(2) 放課後等デイサービス事業所の開設

仙台北地域福祉サービスセンターでは、特別支援学校等に通学する児童及びその家族等や黒川郡内町村行政のニーズを調査したところ、同郡内での放課後等デイサービス事業所の絶対的な不足が判明したため、早期に地域ニーズに即した支援を行うべく、新規に事業所を開設します。(平成25年6月1日予定)

開設後は利用者が通学する学校と連携し、障害児に対して放課後や夏休み期間等において、生活能力向上のための多様なメニューを設け、利用者、その家族の希望を踏まえたサービスの提供を行います。

(3) 地域支援センターなごみなの円滑な運営

平成25年2月1日に建物を新築し開設した地域支援センターなごみなでは、地域の高齢者や障害者等の利用定員を拡充し、通所介護事業はじめ、居宅介護支援事業、訪問介護事業等を展開するとともに、地域の一般住民へも相談及び研修等の機能を開放するなど、地域に密着した在宅福祉サービスを提供し円滑な運営を行います。

6 適正な法人経営

(1) 被災地市町社協への支援

前年度に引き続き、被災地市町社協へ職員を派遣し、連携・協働により被災住民等の自立・生活再建に向けた支援を推進します。

(2) 人事制度及び人材育成等の再構築

人材育成の観点から能力、資格、経験等のキャリアアップの仕組みや階層別研修体系等を導入した人事制度の再構築に引き続き取り組みます。

(3) 健全な法人運営

コンプライアンス（法令遵守）経営を基本に、運営上のリスク管理等の徹底を図り、健全な法人運営に努めます。

また、地震等による災害後において事務事業を円滑に継続するため危機管理計画を見直します。